

## 原則

- 従来どおり、**原則、二次保健医療圏単位での均等配分**とする。
- 地域の病床に関するニーズを鑑み、特例として次の配分方法を取り入れる。

## 特例配分（案）

### 特に重要な医療機能を整備するための病床配分

#### ○ 「災害医療体制」の整備に必要な病床を優先的に配分

（優先配分の考え方）

災害医療体制（災害拠点病院又は災害拠点連携病院）の整備に必要な病床数を配分

上限は圏域の配分可能数を越えない範囲で100床まで。残余は均等配分

ただし、当該地域における災害医療機能の必要性及び必要な病床数については、別途、調整する

⇒ 地域医療構想調整会議での議論を踏まえて、今年度末までに決定